

平成26年6月12日

貸金業法規制緩和に反対する会長声明

群馬司法書士会  
会長 高橋 徹



報道によると、自由民主党では、貸金業者に対する上限金利の引き上げや総量規制撤廃等の規制緩和策の検討を始めたとのことである。

貸金業法は、自己破産や自殺の増加など、深刻な社会問題となっていた多重債務問題を解決すべく、第一次安倍内閣の下で、平成18年12月に国会での全会一致により成立した法律である。

この貸金業法による上限金利の引き下げ及び総量規制の導入は、官民一体となった「多重債務問題改善プログラム」の取組みとも相俟って、多重債務者を大幅に減少させ、年間の自己破産者も約16万3千人（平成18年度）から8万2千人（平成24年度）とこの間にほぼ半減し、年間の自殺者も、平成21年度までは横ばいだったものの平成22年度以降は減少を続け、平成24年度には平成10年以降、初めて3万人を切るなど、確実な成果を上げている。また、改正当初に危惧されたヤミ金融被害も減少を続けている。

にもかかわらず、自由民主党では、一定の要件により健全であると認可された貸金業者について、年29.2%程度の特例金利を認め、総量規制についても業界が定める自主基準に沿って広げる案を検討しているという。

しかしながら、第1に、現在の金利事情に照らし合わせるならば、利息制限法上限金利の年20%でも高金利であるといわざるを得ない。また、上記のような貸金業法の金利規制及び総量規制の成果に鑑みれば、規制緩和策を進めなければならない立法事実は存在しないというべきである。

第2に、形式的に健全であると認可された貸金業者であっても、これまでの貸金業者の動態をみれば明らかなように、脱法行為的な不正業者が氾濫するであろうことは想像に難くない。

第3に、融資を受けられない個人や事業者の資金需要を因るためには、安心かつ安全なセーフティネット貸付や、公的融資制度の充実、ひいては社会保障の拡充を図ることが重要であり、これを高金利融資に代替させることは妥当ではなく、許されるものでもない。

以上の理由により、群馬司法書士会は、悲惨な多重債務問題を再び招きかねない貸金業法規制緩和の動きに対し、断固反対するものである。